

1 徹底した 業務の見直しを 特殊法人等改革関連法

特殊法人や認可法人には、非効率な事業運営、巨額な補助金、天下りなど多くの問題がある。批判を受けた政府は「特殊法人等整理合理化計画」を2001年に閣議決定した。政府の計画は、小泉首相が掲げた「原則廃止、民営化」方針にもかかわらず、特殊法人77のうち、廃止はわずか9、独立行政法人化が29もあり後退した内容であった。

一方、民主党は、廃止25、民営化等25、独立行政法人化21、等の改革案をまとめ、改革に後向きな小泉内閣との違いを鮮明にした。

政府は、先の計画に沿った「特殊法人等改革関連法案」を155回臨時国会（46法案）と、156回通常国会（10法案）に提出した。全56法案、改革対象59法人の内容は、独立行政法人化が35で全体の6割、廃止・統合12、民営化等12で、徹底した見直しをしたとは言いがたいものであった。

特殊法人等改革に終わりはない

これに対し民主党は、独自の改革方針に沿った精査を行った。民間でできるものや地方に任せられるものはないか、業務の見直しが徹底されたか、役所の権限や予算等が拡大していないか等の観点からチェックし、政府案の検討をすすめた。その結果、東京地下鉄株式会社法案など民営化されるものや独立行政法人化はやむを得ないもの等、31法案に賛成した。一方、事業の見直しが不十分なもの、予算等が焼け太りしたもの等、25法案は反対した。

今次法改正は特殊法人等改革の通過点に過ぎず、国や政府関係法人が担う業務・役割は常に見直す必要がある。民主党は今後も、事務事業の点検など特殊法人等の改革に徹底して取り組んでいく。

2 対案提出で 与野党激突 個人情報保護法関連5法

問題だらけの政府案

政府は、151回通常国会に「個人情報の保護に関する法律案」を、154回通常国会に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案」「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案」「情報公開・個人情報保護審査会設置法案」「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を提出した（個人情報保護法案関連5法案）。しかし、同法案は「表現の自由」「報道の自由」等を制限する一方で、個人情報を保護する法制度としての欠陥が多いことから、民主党など野党4党やマスコミ、市民団体等から激しい反対を受け、155回臨時国会において廃案となった。

政府は、156回通常国会に修正した個人情報保護法案関連5法案を出し直したが、新しく提出された法案も、個人情報取扱事業者に対する主務大臣の権限を認め、役所による恣意的介入や業界との癒着が懸念されること、行政機関に対する罰則規定が甘い等の問題点をはらむ悪法であった。

野党4党で対案を提出

民主党は、個人情報保護法制の必要性を認めつつ、①独立した第三者機関設置による公正・客観的な個人情報の保護、②自己情報コントロール権の規定、③センシティブ情報の厳格な取扱いの規定、④行政機関法における罰則規定の強化、等を実現することが必要と考え、衆議院では野党4党共同で対案を提出した。参議院では、個別法の制定や不服審査に関する事項を上記対案に加えた修正案を野党4党で提出した。

野党提案の対案及び修正案は否決され、政府案が原案通り可決、成立した。

3 国民の生命を守る、食 品の安全の確保

食品安全基本法

BSE（牛海綿状脳症）問題、残留農薬問題や食品添加物表示問題などが表面化したことで、政府への信頼は失墜し、消費は冷え込んだ。民主党は、食の安全確保と信頼回復のため2002年8月、「食品安全基本法案」及び「食品安全委員会設置法案」骨子案を、政府に先駆けてまとめた。

形骸化を拭えない政府「基本法案」

2003年2月政府は、「食品安全基本法案」を提出した。その主な内容は、①食品の安全性を確保する施策の総合的な推進、②食品に対する科学的知見に基づく措置、③国・地方公共団体・事業者の責務と消費者の役割、④リスク評価、リスク管理とリスクコミュニケーション促進、⑤緊急事態に対処する体制の整備、⑥リスク評価とリスクコミュニケーション実施状況の監視、関係大臣に報告などを行う食品安全委員会の設置、等である。しかし、政府案に対しては、リスク評価を行う食品安全委員会の独立性が弱いことや、リスク管理を厚生労働省や農林水産省が行い、縦割り行政の弊害が懸念されること等が指摘された。

輸入食品に対象拡大した民主党修正案

民主党は、政府案が、対象とする食品を国内に限定し、輸入食品の安全性確保に注意を払っていないことを特に問題視した。民主党は欧米の事例も参考しながら修正案を取りまとめて与野党協議に臨み、その結果、①「食品の供給行程」を「国の内外における食品供給の行程」へと対象を拡大すること、②本法律の施行状況を踏まえ、将来的に食品の安全性を確保するための見直しを行うこと、等を内容とした修正案に合意、民主党・自由党・与党3党の賛成多数で成立した。

4 電波の有効利用 と適正運用を

電波法改正案、 通信・放送委員会設置法案

携帯電話や無線LANの普及に伴う電波利用の需要が高まる中で、有限資源である電波をいかに有効利用するかが国民の利便向上、産業活性化に直結する。そこで民主党は、①電波の経済的価値を反映した利用料制度を導入し、公的部門を中心に自発的な効率利用を促進する、②新規需要に迅速に応えるためオークションの導入を可能とする、を主な内容とする「電波法の一部を改正する法律案」を156回通常国会中に取りまとめた。

お手盛りの電波利用料値上げには反対

政府は、同国会において、デジタル放送開始に伴う周波数変更対策費が試算の2倍にまでかさんだことを理由に、電波利用料額値上げを図る同名の法案を提出した。民主党もデジタル放送の推進には賛成であるものの、当初試算の甘さ、値上げ額の積算根拠のずさんさとともに、論理的な算定基準なく総務省の裁量で利用料額が決定される現行制度の抜本的な改革が必要であることを指摘し、電波利用料額値上げに反対した。

内閣府の外局に独立行政委員会の創設を

民主党は、不透明な裁量行政を根本から改革するため、総務省から規制業務を分離し、常勤委員を外部から登用することで、裁量行政の排除と急速な情報通信、放送技術の革新へ対応しうる迅速な意思決定を可能とすることを内容とした「通信・放送委員会設置法案」をまとめ、前述の「電波法改正案」とともに156回通常国会に提出した。

残念ながら、民主党の2法案は否決されたが、引き続き、技術進歩に対して柔軟な電波制度、公正・中立な情報通信行政の実現をめざしていく。

5 難民認定 委員会の創設

難民等の保護に関する
法律案

不十分な政府案

日本の入管・難民認定行政および難民への生活支援体制の貧弱さは、国際的にも批判を受けてきた。156回通常国会において、政府は「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」を提出した。その主な内容は、①仮滞在許可制度の創設、②難民認定者に対する在留資格の認定、③在留資格の取消し制度の新設、等である。

しかし、そもそも入国管理局が難民認定審査を兼務する限り、公正な難民認定審査は難しく、抜本的な改革が必要である。

民主党案

民主党は、2002年2月に設置された「在日外国人に係る諸問題に関するプロジェクトチーム」の下に、「難民問題小委員会」を発足させ、難民問題に取り組んできた。

プロジェクトチームでは、関係団体からのヒアリングを重ね、さらに東日本入国管理センターを視察し、2003年3月5日に「難民等の保護に関する法律案」を発表した。

同法案の内容は、①難民条約の趣旨にのっとり適正かつ迅速な難民認定を行うために、内閣府外局に難民認定委員会を設置する、②難民認定申請を上陸から60日以内に限定するルールを廃止する、③難民認定申請者の特別在留許可制度を設け、その法的地位を保護する、④難民認定審査の事実の調査に際し、弁護士等が難民認定申請者の補佐人になることができる、⑤在留難民等の生活支援制度を構築する、等である。

6 緊急事態法制 の整備

有事関連3法
(武力攻撃事態対処法等)

対案・修正案の策定

民主党は、156回通常国会に「緊急事態への対処及びその未然の防止に関する基本法案」及び「武力攻撃事態対処法案に対する修正案」を提出し、154回通常国会に政府が提出したいわゆる有事関連3法案の問題点を明らかにした。

「基本法案」では、基本的人権の尊重や国会による民主的統制、危機管理庁の役割を書き込むことで、基本法とその下にあるべき「事態法」との関係性を明確にした。

「修正案」では、①武力攻撃事態等の認定方法、②基本的人権の尊重を強調、③国会による対処措置中止規定の創設による民主的統制の徹底、④国民への情報提供義務、⑤指定公共機関から民間放送事業者を除外、⑥武力行使の際の国際法及び国際慣習の遵守、⑦施行期日を国民保護法制等の制定に合わせること、等を定めた。

修正協議の結果

与党との修正協議においては、基本的人権・民主的統制・国民保護法制の整備などにつき、民主党の主張に基づく具体的な条文修正や附帯決議のほか、修正を前提とした今後の協議の継続など、大幅な譲歩が得られたことから、与野党合意に基づく修正案に賛成した。

このほか、安全保障会議の役割を強化する「安全保障会議設置法の一部を改正する法律案」及び緊急時における自衛隊の権限を整備した「自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案」も審議され、最終的には自由党も賛成に回り、有事関連3法案は一括して成立した。

7 イラクへの 復興支援

イラク特措法

イラクへの武力攻撃への対応

民主党は、米国等によるイラク攻撃に反対したが、イラク国民がこれ以上の災禍に見舞われることを回避すると的人道的見地のほか、イラクの安定が及ぼす、中東和平ひいては中東全体の平和と安定への影響、国連安保理決議 1483 号の採択、米国からの支援要望等に照らし、イラク復興支援には積極的に取り組むべきであるとした。

政府・与党は、現地ニーズ、憲法上の問題、対イラク・対中東政策に関する戦略等の検証を欠いたまま、自民党の総裁選や対米配慮といった思惑から「自衛隊派遣ありき」で政府案の成立を急いだ。また、政府がイラク攻撃支持の根拠とした大量破壊兵器は発見されないばかりか、米英両国での情報操作の疑惑が深まっており、政府のイラク攻撃支持の前提が崩れる可能性もある。

修正案の提出と廃案への取り組み

民主党は修正案を衆議院に提出するとともに、参議院においては廃案を目指した取り組みを強化した。修正案の主な内容は、①イラク攻撃の正当性に問題があるとして、安保理決議第 678、687 及び 1441 号の削除、②「戦闘地域と非戦闘地域」等の虚構性、海外での武力行使、武力行使との一体化の可能性、占領行政に関与する懸念等から、自衛隊の活動に関する項目の削除、③法案の期限（4 年）を 2 年の短縮、等である。

衆議院において民主党の主張に理解を示すそぶりを見せていた与党も、総裁選やアメリカ追従の姿勢から、政府原案のまま、成立を強行させた。

8 ヤミ金融を 根絶するために

ヤミ金融対策法

菅代表がヤミ金の「メッカ」を視察

小泉経済失政は、中小企業を貸し渋り・貸しはがしで苦しめ、サラリーマンをもリストラの嵐の中に追いやっている。こうした中、人の弱みにつけ込み、年利何千、何万%という違法な超高金利と過酷な取り立てで大きな社会問題となっているのがヤミ金融である。

民主党は、2000 年にも、大きな社会問題となった商工ローン問題にいち早く取り組み、法改正を実現させた経緯があるが、156 回通常国会招集前に菅代表がヤミ金融のメッカ東京神田を視察するなど、今回もいち早く対策に取り組んだ。

民主党主導の法案が成立

民主党ヤミ金融対策の柱は、①監督・取締体制と被害対策・予防策の強化、②関連法律の改正、である。①については、関係当局の体制強化、金銭管理カウンセラー制度（仮称）の創設、消費者教育や学校教育の充実などを打ち出し、②については、民主党が中心となって「貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案」（ヤミ金融対策法案）を与野党共同案として取りまとめた。

ヤミ金融対策法案は、貸金業の登録要件を厳格化するとともに、取立て・広告に関する行為規制を強化し、高金利要求罪の新設ほか罰則も強化している。また、貸金業者以外の個人間の貸し借りの上限金利となっている年 109.5%を超える金利について、契約そのものを無効としている。

ヤミ金融対策法案は 156 回通常国会最終盤、衆議院財務金融委員長提案として提出され、全会一致で成立した。罰則強化などについては公布後 1 ヶ月以内に施行されることから、即効性が期待される。

9 契約反故が 契約者保護？ 保険業法改正

銀行救済のための超低金利政策が生保に巨額の逆ざやを生じさせ、生保危機を招いているとして、破綻前の予定利率引き下げはかねてより検討されていた。しかし国民の将来設計に重要な生命保険を一方的にカットする破綻前の予定利率引き下げには数多くの問題があり、金融審議会も2001年9月、法改正は時期尚早との結論を出していた。

156回通常国会招集後も、統一地方選への悪影響をおそれた政府・与党は態度を明確にしていなかったが、統一地方選が終了するや否や、強引な手続きで法改正を進めることになる。

民主党は、金融審議会で議論を尽くし、パブリックコメントを実施するなどして広く国民の意見を聴くよう求めたが、政府・与党はそうした声にも耳を貸さず、156回通常国会終盤になってから今国会2度目の「保険業法の一部を改正する法律案」（保険業法改正案）を提出した。

破綻前の予定利率引き下げとは、そもそも約束した保険金を払えない＝債務不履行であり、いわば契約を「反故」にすることである。ある試算では、保険金が4割以上もカットされるケースがあるという。政府は、破綻前に予定利率を引き下げの方が、破綻させるよりも契約者の負担が軽くすみ、契約者「保護」になると説明した。しかし、その説明には重大な疑義があり、憲法違反であるとの見方も有力であった。

結局、本法案の真の目的は、生保と生保に巨額の基金・劣後ローンを拠出している銀行を救済することにあり、生保経営者・基金拠出者の責任の明確化や情報開示が不十分、手続き面でも数多くの問題があることが明らかになったことから、民主党は強く反対したが、十分な審議を尽くさないまま、政府・与党は強引に法案を成立させた。

10 大衆増税に 反対 所得税法等の一部改正

抜本改革を欠いた税制改正

政府の平成15年度税制改革は、小泉首相自身が「あるべき税制改革」を掲げ、「シャープ勧告以来の抜本改革」をめざしたものであった。しかし、首相が改革の方向性を示さないままに経済財政諮問会議や税制調査会に検討を丸投げしたために、税制改正の論議は混乱を極め、少子高齢化社会への対応などが先送りされ、将来に対する理念やビジョンが全く示されないままに、2002年末に従来通りの自民党税調による密室協議・既得権益保護の手法で決着した。

その内容は、自民政権の経済失政が招いた財政収支の悪化のツケを、酒税・たばこ税の引上げ等の大衆増税により国民に負わせるという、現下の経済状況を無視し、公正さを欠くものであった。

また、消費税の「総額表示」の義務づけ（消費税の内税化）は、十分な議論を経ずに盛り込まれた唐突な改正であり、税額表示変更に係るコスト増や中小企業等による消費税の価格への適正な転嫁が困難になることなど、国民生活に多大なる影響を与えることが懸念された。

修正案を提出

政府が156回通常国会に提出した「所得税法等の一部を改正する法律案」には、上記のように多くの問題があったため、民主党は国民生活に影響が大きい4項目（①消費税の税込み価格表示の義務規定の削除、②酒税引上げ規定の削除、③たばこ税引上げ規定の削除、④連結付加税の廃止）に絞った修正案を策定した。修正案は衆参両院に提出されたが否決され、政府原案が成立した。

11 大学官僚支配は認めない

国立大学法人法

政府案は“羊頭狗肉”法案

国立大学を国の組織から切り離し、それぞれに独立した法人格を与える「国立大学法人法案」が156回通常国会に政府から提出された。本法案は、「自律的な環境のもとで個性豊かな魅力ある国立大学を育てる」という本来の趣旨からは程遠く、従来以上に国立大学に対する国の関与を深めるものである。民主党はこれを“換骨奪胎・羊頭狗肉”法案であるとし、問題点を厳しく追及した。

民主党は、文部科学省による不要な監督から大学を切り離し、各大学の自律性に基づく発展を促すという方針には賛成の立場である。しかし政府案では、大学運営の骨格である「中期目標」を文部科学大臣が定めるほか、運営交付金の多寡にも大きく影響する「国立大学の評価」を文部科学省に設置される評価委員会が行う。まさに“入口と出口を官僚が握ったままの大学改革”であり、百年に一度の改革と謳うには到底及ばないばかりか、新たな天下り天国を生むこととなるのは明白と言わざるを得ない。

民主党修正案を提出

民主党は「中期目標の策定主体を各大学に移す」「評価の多様性確保」「教育・研究面における大学の自主性確保」などを柱とした修正案を提出し、その内容は多くの大学関係者や報道機関などからも高い評価を得たが、与党によって否決された。

参議院文教科学委員会の採決にあたって「国立大学の自主的・自律的な運営を確保すること」などを含む23項目に及ぶ附帯決議を付したものの、大学の官僚支配につながる懸念は払拭されていない。民主党は、今後も制度の見直しと大学改革全般に対する取り組みを重ねていく。

12 患者負担増阻止なるか？

医療費自己負担
3割凍結法案

抜本改革先送りの国民負担増

154回通常国会に与党側の強行採決を経て成立した健康保険法等改正によって、2003年4月よりサラリーマンの医療費自己負担額が従来の2割から3割へ、50%も引き上げられることとなった。しかし、もし政府・与党が真剣に医療制度の改革を進めていたならば、少なくともこの時点で自己負担割合を50%も引き上げる措置は必要なかった。当然の帰結として、法案成立後も多くの国民の強い批判は止むことなく、更には地方議会においても与野党を超えて3割負担凍結を求める決議が次々と可決されていった。

野党4党による3割化凍結運動

156回通常国会に入り、民主・自由・共産・社民の野党4党は協力して3割化阻止に努めることを確認し、2003年2月に「健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」（医療費自己負担3割化凍結法案）を衆議院に提出した。

この野党側の動きは多くの国民の期待と声援を受けたが、自民・公明・保新の与党3党は委員会審議すら拒否し続け、最終的には2003年3月27日の衆議院議院運営委員会における委員会付託動議否決をもって、法案を葬り去った。また、野党4党は参議院でも2003年3月に同様の法案を提出したが、与党側は審議入りを封じ続けた。

4月に入り、野党4党は、3割化が実際に施行されたことを受けて、衆議院に提出した医療費自己負担3割化凍結法案を撤回のうえ、一旦3割となった自己負担比率を改めて2割に戻す「健康保険法等の一部を改正する法律案」（2割復元法案）を衆議院に提出した。しかし、これも審議入りを阻まれたまま、継続審議となった。

13 民主党が政府案を抜本修正

労働基準法改正

改悪になりかねない政府原案

156回通常国会に提出された「労働基準法の一部を改正する法律案」に対して、民主党は修正案を提出、働く者の視点に立った論戦を徹底的に展開して、その修正を迫った。

すなわち、14回に及ぶヒアリング、討議の結果、政府原案のままでは、①今まで積み重ねられてきた解雇権濫用法理の運用が根底から覆される、②就業規則所定の解雇事由によって解雇権が制約されるとしてきたこれまでの判例が覆され、裁判実務が決定的に変更される恐れがある、③退職の自由が認められない有期労働契約期間の上限延長は、労働者の職業選択の自由、転職の自由、キャリア開発を阻害しかねない、等改悪になりかねないことが判明したためである。

「使用者は労働者を解雇できる」を削除

民主党の強い要求を受け、与野党間で修正協議が鋭意行われ、政府原案は大きく修正された。「使用者は労働者を解雇することができる。」という表現が削除され、客観的に合理的な理由があることについて実質的に使用者に主張立証を求める、解雇権濫用法理の現在の裁判実務が維持されることとなった。また、契約期間の上限が1年から3年に延長される有期雇用契約について、契約して1年たてばいつでも退職できる旨、退職の自由を認める規定が整備されることとなった。

修正改正案が可決成立したのは、民主党のねばり強い交渉と、多くの働く仲間の団結と行動の結集の成果である。

14 今後の食糧政策を問う

主要食糧法改正

迫られる米政策改革

国主体の生産調整が米の価格を安定させられず、不安定な価格が専業で米生産に取り組んでいる者に多大な影響を与え、さらに後継者問題に発展していること、消費者は安全でおいしい米を求めているが消費は減少気味であることなど様々な問題を抱えている。

これらの問題やニーズを満たすため、政府は2002年12月に「米政策改革大綱」を取りまとめ、156回通常国会に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。

政府より進んだ改正案

政府改正案は、生産者団体を生産調整の主体とすること、流通規制を緩和し消費者のニーズを反映するシステムにすること、生産数量目標を超過した米穀に限定して短期融資を実施することが主な柱である。

改革方針は理解できるものの、生産調整はまだまだ強制感を持ち自由な生産をできず、融資制度も営農継続を困難にさせる貧弱なものであった。

民主党は、①所得補償を導入して経営を安定化するとともに価格を市場に委ねる、②需給調整は備蓄制度と一体となった過剰米処理によって行う、③備蓄制度に棚上方式を導入する、等を柱とした対案を社民党と共同提案した。

政府・与党の及び腰姿勢

民主党の提出した法案は、食糧の安定供給を実現するパッケージであるが、抜本的な改革に不安をもつ与党族議員により否決され、政府案が成立した。

15 銀行の責務を 明確化

中小企業貸付適正化法案

銀行に対する初の貸付規制

現在、いわゆる高利貸しのような貸金業については、これを規制する法律（「貸金業の規制等に関する法律」）があるが、銀行については同様の法律が存在せず、銀行と多くの中小企業との間の融資をめぐるトラブルの大きな一因となってきた。

中小企業者または保証人に対する事前説明が十分ないまま、借り手の返済能力を超えた過剰融資や担保の請求が行われる、借り手の事業の将来性や再建の可能性等を無視して、担保不足を理由に一転して貸し渋りを行う等の問題が生じてきた。

こうした事態を打開するため、民主党は156回通常国会に「中小企業者に対する銀行等の資金の貸付けの適正な運営の確保に関する法律案」を提出した。銀行貸付を規制する初めての法案であり、画期的なものとして注目を浴びた。

包括根保証などを制限

この法案は、銀行の行う融資に対して、いくつかの規制を設けることとし、資金の貸し手側と借り手の間の立場をより平等なものにしようと試みている。その概要は、①貸付契約内容を説明する義務を課す、②契約書面を契約の相手方に交付する義務を課す、③融資一般についての方針を一般の融資利用希望者の目に見える形で公表する義務を課す、④担保至上主義に陥ることなく、貸付先の成長発展性等の要素も考慮した上で契約内容を決定する努力義務を課す、⑤いわゆる包括根保証については、保証人の責任範囲を社会通念上合理的な範囲内に限定することである。

衆議院経済産業委員会にて審議が行われたが、廃案となった。民主党としては、今後とも法案の成立を目指すこととなった。

16 公共事業の 見直し

公共事業基本法案・
社会資本整備重点計画法

民主党の公共事業改革

民主党は、現在の公共事業を民主的・効率的なものへと改革するため、147回通常国会に「社会資本整備基本法案」を提出した。さらに、151回通常国会に、上記法案を見直した、「公共事業基本法案」を提出し、156回通常国会まで継続審議となっていた。その主な内容は、①従来16本に細分化された公共事業関係長期計画の一本化、②公共事業の長期計画、一定規模以上の個別計画の国会承認、③国の行う公共事業を法律で限定、④再評価・事後評価の法定、⑤特定財源の廃止、⑥全国総合開発計画の廃止、である。

併せて、「公共事業の量的縮減法案」、「公共事業一括交付金法案」、「緑のダム法案」なども提出し、縦割りで非効率な公共事業を抜本的に改革する提案を行ってきた。

意味のない政府案

一方政府は、156回通常国会に「社会資本整備重点計画法案」を提出した。その主な内容は、①国土交通省関連の公共事業関連長期計画9本の一本化、②地方分権、環境配慮などの基本理念、③事業費ではなく成果（アウトカム）目標に重点を置く、等である。衆議院国土交通委員会で両案の審議が行われた。しかし、①国会承認がない、②省庁間の縦割りが解消されない、③道路特定財源は存続、④地方分権も理念のみ、等の理由から、4野党が一致して政府案に反対し、民主党案に賛成した。

17 航空機内 迷惑防止

航空法改正

民主党の取り組み

暴力・泥酔・喫煙・客室乗務員に対するセクハラ行為など、航空機内における迷惑行為が多発している。これらの行為は、乗客の迷惑だけではなく、航空機の安全な運行に支障を及ぼすケースもあることから、一刻も早い対応が求められていた。民主党国土交通部門では、航空関係者等の要請に基づき法制化の検討を進め、153回臨時国会に「航空法の一部を改正する法律案」（機内迷惑防止法案）を提出した。

政府案の提出

一方国土交通省は、2001年11月に「機内迷惑防止委員会」を設置し、機内迷惑防止行為への対応をスタートさせた。当初は、法制化に極めて後ろ向きであったが、航空関係者の熱心な働きかけと、利用者アンケートで立法化を望む声が多数であったことから、ようやく立法化に取り掛かり、156回通常国会に「航空法の一部を改正する法律案」を提出した。

その内容は、民主党案とほぼ同様であったが、民主党案と政府案との主な違いは、①民主党案が直罰とするのに対して、政府案は命令違反に対する罰則、②民主党案は禁煙場所での喫煙を対象、政府案はトイレでの喫煙に限定する、等であった。

衆議院国土交通委員会では、両案の審議がなされたが、政府案を基に修正協議が行われ、①罰則対象を拡大する、②3年後の見直しにつき修正を行う、ことで合意し、成立することとなった。

18 環境教育の 推進

環境保全意欲増進・ 環境教育推進法

環境教育の必要性

民主党は、環境教育を、「環境保全を推進するための社会的制度的基盤」と考えてきた。国や地方自治体の役割を明確化し、環境教育プログラムの開発や環境保全を推進するためには、環境教育を法制度として確立していく必要がある。

環境教育振興法案

この点から、民主党では、「環境教育振興法案」の策定に取り組み、156回通常国会にて、参議院に提出した。その主な内容は、①環境教育の原則の確立、②計画的な環境教育の推進、③学校における環境教育の推進、④NGOの参加、⑤教員に対する研修制度の創設、等である。

環境教育を法制度として確立

民主党が策定した「環境教育振興法案」（以下、民主党案）に促される形で、超党派で「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律案」（以下、超党派案）が策定され、156回通常国会で委員長提案として成立した。

超党派案は、「環境の保全のための意欲の増進」に主眼がおかれており、民主党案における「環境教育の推進」の部分が不明確であった。しかし、与野党による修正協議の中で、民主党案の概念の多くが盛り込まれ、委員長提案となったことから、民主党案を取り下げて賛成した。環境教育のあり方については、本法案に盛り込まれているもの以外にも、種々の重要な課題があることから、今後、国民的な議論を含めて幅広い検討を進めていくべきものであり、超党派による検討は今後も続けていくこととなった。